

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
第 6 章 通 関			第 6 章 通 関		
第 3 節 一般輸入通関			第 3 節 一般輸入通関		
（他法令による許可、承認等の確認） 70—3—1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項（（証明又は確認））の 規定の適用については、次による。 （1）～（3） （省略） 別表第 1			（他法令による許可、承認等の確認） 70—3—1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項（（証明又は確認））の 規定の適用については、次による。 （1）～（3） （同左） 別表第 1		
法令名	輸入の規制に 関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に 関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ．（省略）	（省略）	（省略）	イ．（同左）	（同左）	（同左）
ロ．輸入制限、禁 止関係 （イ）～（ヌ）（省略）	（省略）	（省略）	ロ．輸入制限、禁 止関係 （イ）～（ヌ）（同左） （ル） <u>生系の輸入 に係る調整等 に関する法律 （昭和 26 年法 律第 310 号）</u>	（同左） <u>第 2 条（（機構に よる生系の輸 入））</u> <u>第 7 条（（輸入に 係る生系の機構 への売渡し））</u> 第 11 条	（同左） （1） <u>独立行政法人農畜産業振興機構 （以下「機構」という。）の委託 を受けた者が生系を輸入する場 合には、機構理事長又は事務所長 の印が押なつされた「輸入生系入 港報告書」</u> （2） <u>第 7 条第 1 項の規定により機構 に生系の売渡しをする者であつ て第 11 条第 1 項に規定する農林 水産大臣の認定を受けた者が生 系を輸入する場合には、機構理事 長又は事務所長の印が押なつさ れた「実需者輸入に係る生系の買 入れ・売戻し承諾書」</u> （3） <u>第 7 条第 1 項の規定により機構 に生系の売渡しをする者であつ て第 11 条第 1 項に規定する農林 水産大臣の認定を受けない者が</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
					<u>生糸を輸入する場合には、機構理事 長又は事務所長の印が押なつ された「一般者輸入に係る生糸の 買入れ・売戻し承諾書」</u> (4) <u>輸出貨物製造用生糸を保税工場 で使用せず国内転用する場合の 取扱いについては、上記(3)に準 ずる。</u>
(㊀)～(㊁)（省略）	（省略）	（省略）	(㊁)～(㊂)（同左）	（同左）	（同左）
別表第 2 （省略）			別表第 2 （同左）		